

インボイス導入反対、大衆増税反対 ポスターコンテストを開催!

ウラも見てね 応募〆切は5月31日(月)17時まで

令和5年(2023年)10月1日から、消費税の経理方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。しかし、消費税の免税事業者である多くの小零細事業者、一人親方はこれにより大きな不利益を受けます。

組合はインボイス制度の導入反対、相次ぐ大衆増税に反対するポスターコンテストを開催します。優秀作品は組合運動・活動で活用させていただくほか、副賞や参加賞も用意しています。皆さん奮ってご応募下さい!

例えばこんなキャッチコピー

《募集要項》

弱い事業者に大きな負担課す…インボイスNO!

零細事業者守れ!インボイスはやめて!

応募〆切	令和3年5月31日(月)17時まで
応募先	鈴鹿建設労働組合(窓口持参または郵送)
応募資格	鈴鹿建労組合員、書記局員、それらの同居親族
テーマ	・令和3年10月から導入が予定されているインボイス制度の導入反対、 見直しのアピール →裏面にインボイス制度の解説資料があります。 ・所得控除縮小・廃止等の大衆増税反対、公正で民主的な税制を求めるアピール
表彰・授賞	最優秀賞1人(副賞:商品券3万円分)、優秀賞2人(副賞:商品券1万5千円分)、及び参加賞(図書カード2千円分) ※審査の上、本企画の趣旨に沿わないと判断された作品は各賞対象外とします。
注意	①用紙は市販の画用紙等を使用して下さい。大きさはA3~B4サイズ(画用紙は8ッ切~4ッ切)、タテ向きで作成して下さい。 ②絵具は水彩、油彩、ポスターカラーなど自由です。 ③絵、デザイン、キャッチコピー等の一切について、応募者自身が作成した国内外未発表のオリジナル作品に限ります。 ④1人につき2作品までの応募とさせていただきます。 ⑤入賞作品の著作権、意匠等に関する全ての権利は、主催者である鈴鹿建設労働組合に帰属するものとします。 ⑥受賞作品が、既発表の他作品と酷似している、第三者の知的財産権侵害となる、その他著しく不相当と認められる場合は入賞を取り消す場合があります。

課税事業者への転換強要、取引からの排除…免税事業者を破壊する インボイス制度は導入を見直せ!



インボイス制度ってそもそもなんなの?

インボイス制度とは令和5年10月から導入が予定されている消費税の経理方式で、「発行事業者」として国税庁の登録を受けた消費税課税業者が発行した「適格請求書等（=通称インボイス）」がなければ消費税の仕入控除を認めない、という制度です。そして登録制度は令和3年10月1日から先行して開始されます。



インボイスが導入されたら私たちにどんな影響があるの?

前述の通り、インボイスは「発行事業者」として国税庁の登録を受けた消費税課税業者しか発行できません。つまり、2年前の課税売上が1000万円を超えず免税事業者である方は、まずあえて消費税業者になる選択をした上で発行事業者登録をしなければインボイスが発行できないのです。

また、免税事業者と取引をしている消費税課税事業者からすると、インボイスを発行できない業者との取引は自らの消費税額が上がることとなります。そこで、免税事業者に発行事業者になるよう強要したり、仕入控除できない分の値引きを強要したり、最悪の場合、取引から排除する恐れが懸念されています。

政府はインボイスで免税事業者制度をなし崩し、消費税収増を狙っている

実際に財務省は、インボイス導入で免税事業者が自ら課税事業者になり2000億円の税収増が見込まれる、と試算しています。

免税事業者制度は、小規模事業者の事務負担に配慮する重要な制度です。なし崩して零細事業者に多大な負担を転嫁することは許されません。

免税事業者は
取引から排除

課税事業者に
なるよう強要

消費税の経費にでき
ない分値引きを強要

小規模な零細事業主、一人親方に大きな不利益・負担をもたらす